

高圧ガス法令参照システム ご使用マニュアル

目次

- 高圧ガス法令参照システムとは ... P3
- システムの特徴 ... P4 – P6
- ご使用方法 ... P7 – P19
- お問い合わせ ... P20

高圧ガス法令参照システムとは

高圧ガス保安協会様による「自主保安高度化事業所」の現地調査(2019年 3月に実施)において、調査の中で『**優れた取り組み**』とご推薦いただき、2019年 8月の「事故の教訓と保安管理技術セミナー」にてご紹介いただきました。

グッドプラクティス選定

フジキンが
開発!

高圧ガス保安法 法令参照システム CLUB Fujikin.

※フジキンホームページ「CLUB FUJIKIN」にご登録いただくと、どなたでもご利用になれます。
詳しくは、右下QRコードまたは、下部URLよりホームページ「CLUB FUJIKIN」をご覧ください。

高圧ガス保安法 法令参照システムは、最新版の高圧ガス保安法を簡単に閲覧できます。日頃、高圧ガス関係の業務に携わる方々にとって、保安管理の向上に大きく寄与できるものと考えており、ぜひ多くの皆様のご活用をお願いいたします。

自主保安高度化事業所の認定調査で画期的、斬新なシステムを使用した自主保安活動としてグッドプラクティス(優れた取り組み)に選定されました。



CLUB FUJIKIN
ホームページ

システムの特徴

1. 容易かつ迅速に用語を用いた条文の検索が可能

法令参照システム（web版・ダウンロード版）

- 1.法令参照システムは、あくまで高圧ガス保安法の本文を参照いただくためのシステムとしております。
そのため、当該法令に記載の図および表などは、割愛しております。
法令内の図および表をご確認いただく場合は、誠にお手数ではございますが、最新の法規集などによりご確認くださいませようお願い申し上げます。
- 2.本システムは、過去よりCD-ROM版としてご利用いただいていた法令参照システムをWeb化・クラウド化するにあたり、実際にご使用いただくことを通じて操作性・利便性などのご意見を広くお聞きしたくweb版としてリリースする運びとなったものです。
- 3.これまで同様のダウンロード版もこれまで同様にご用意しております。
本ページの下部よりダウンロードいただけます。
- 4.フジキンは、お客様がより満足いただけるサービスの提供を心掛けております。
例えば、「こういう機能を追加して欲しい」、「こういう点で是非お声をお聞かせいただけます様よろしくお願ひい」等、お問い合わせはメンバー様専用ご相談窓口より、お問い合わせください。
- 5.本サービスは、より使いやすい法令参照システムとしてご利用いただけるよう、引き続き改修を進めてまいります。

キーワードを入力するのみ

検索

※入力窓にスペースを入れると、and検索ができます。

システムの特徴

2. 関連用語の紐づけが容易

法令参照システム（web版・ダウンロード版）用語集

事業	製造(5~14条)	許可の基準
製造施設の位置、構造、設備	第一種製造者	その8
<div style="border: 2px solid green; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 関連項目が表示 </div>		
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>関連項目</p> <p>可燃性ガス ></p> <p>防火設備（コンビ則例示基準） ></p> <p>毒性ガス ></p> <p>製造施設 ></p> </div>	<p>(コンビ則5条1項54)</p> <p>可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の製造施設には、その規模に応じ、適切な防火設備を適切な箇所に設けること。</p>	
<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 関連用語の定義等が確認可能 </div>		

システムの特徴

3. 法令の構造理解に役立つ

法令参照システム (web版・ダウンロード版) 用語集

事業	製造(5~14条)	許可の基準
製造施設の位置、構造、設備	第一種製造者	その8

関連項目	
可燃性ガス	燃焼時に発生する可燃性ガス
防消火設備 (コンビ則例示基準)	>
毒性ガス	
製造	>

法令における用語の位置づけが表示

用語が法令構造のどの部分に位置しているかが確認可能

ご使用方法

CLUB FUJIKIN用ログイン

ご利用にはCLUB FUJIKINメンバー登録が必要です。登録がまだの方は「新規登録」から登録をお願いします。

※パスワードは6～10文字の半角英数字です。パスワードを忘れた方は、[こちら](#)よりお問い合わせください。

⑤入力

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

⑥「CLUB FUJIKIN」へ

CLUB FUJIKIN 利用規約をご確認の上、ご利用ください。



CLUB FUJIKIN Members
メンバー様限定サービス

展示会ご来場のメンバー様に
記念品進呈! もれなく全員に! プレゼント

メンバー様専用のお問い合わせフォームから、事前ご連絡の上、展示会にお越しいただいた方全員に
QUOカード500円分
もれなくプレゼントいたします!

※当社が事前にご案内する展示会に限ります。※写真はイメージです、内容は変更になる場合があります。ご了承ください。

2020年11月26日 【重要なお知らせ】登録情報ご確認のお願い

ダウンロードサービス
DOWNLOAD SERVICE

※複数一括ダウンロード機能が使えてより便利
なります

⑦選択

CADデータ
ご参考納入図面
製品カタログ

製品カタログ名、または品番入力で
ダイレクトに検索できます。

高圧ガス保安法法令参照システム

最新版の高圧ガス保安法を
簡単に閲覧出来ます。

web版・ダウンロード版

ご使用方法

パソコンから再度アクセスください。

法令参照システム（web版・ダウンロード版）について

※本サービスはweb版・ダウンロード版です。2020年度中に一部システム改修し、正式版としての運用を予定しております。

※法令参照システム（web版・ダウンロード版）についての用ご相談窓口よ
他』を選択し、お問い合わせください。

⑧「法令参照システム」へ

web版・ダウンロード版を見る

ご相談・お問い合わせフォームはこちら

メンバー様専用ご相談窓口

0120-750008 (受付/平日10:00-17:00)

お電話が混み合っている場合は上記フォームよりお問い合わせください。

CLUB FUJIKIN

法令参照システム（web版・ダウンロード版）

1.法令参照システムは、あくまで高圧ガス保安法の本文を参照いただくためのシステムとしております。

そのため、当該法令に記載の図および表などは、割愛しております。

法令内の図および表をご確認いただく場合は、誠にお手数ではございますが、最新の法規集などによりご確認いただけますようお願い申し上げます。

お願い申し上げます。

2.本システムは、過去よりCD-ROM版としてご利用いただいていた法令参照システムをWeb化・クラウド化するにあたり、

実際にご使用いただくことを通じて操作性・利便性などのご意見を広くお聞きしたくweb版としてリリースする

運びとなったものです。

3.これまで同様のダウンロード版もこれまで

ご使用方法

キーワード入力による検索

① 検索欄に調べたい用語を入力

今回は例として

「可燃性ガス 酸素 消火設備」と入力

①

□より、お問い合わせ種別『その他』を選択し、お問い合わせください。
5.本サービスは、より使いやすい法令参

🔍「可燃性ガス 酸素 消火設備」

可燃性ガス 酸素 消火設備

検索

※入力窓にスペースを入れると、and検索ができます。

一般高圧ガス保…



液化石油ガス保…



コンビナート等…



冷凍保安規則



ご使用方法

① 検索欄に調べたい用語を入力

今回は例として

「可燃性ガス 酸素 消火設備」と入力

用語が複数ある場合

用語間にスペースを入力することで、and検索が可能

□より、お問い合わせ種別『その他』を選択し、お問い合わせください。

5.本サービスは、より使いやすい法令参照システムとしてご利用いただけるよう、引き続き改修を進めてまいります。

①

可燃性ガス 酸素 消火設備

スペース入力でand検索に

※入力窓にスペースを入れると、and検索ができます。

一般高圧ガス保...

液化石油ガス保...

ご使用方法

② 検索結果が表示

「可燃性ガス 酸素 消火設備」で検索した場合、
これら用語を含む条文が**8件**ヒット)

③ 検索結果から確認したい条文を選択

今回は

(一般則 60条 1項 12) を選択し、詳細を確認

戻る

② 8件ヒットしました。

(一般則49条1項15)

可燃性ガス、特定不活性ガス又は酸素を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。

(一般則50条1項9)

可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、

③

(一般則60条1項12)

可燃性ガス及び酸素の消費施設（在宅酸素療法用のもの及び家庭用設備に係るものを除く。）には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

(一般則6条1項39)

可燃性ガス、酸素及び三フッ素化窒素の製造施設には、その規模に応じ、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。

(一般則6条1項42又)

可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ素化窒素の容器置場には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

(一般則8条1項4)

可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

ご使用方法

② 検索結果が表示

「可燃性ガス 酸素 消火設備」で検索した場合、
これら用語を含む条文が8件ヒット)

③ 検索結果から確認したい条文を選択

今回は

(一般則 60条 1項 12) を選択し、詳細を確認

戻る

②

8件ヒットしました。

(一般則49条1項15)

可燃性ガス、特定不活性ガス又は酸素を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。

(一般則50条1項9)

可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素、窒素の充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、

詳細を確認

③

(一般則60条1項12)

可燃性ガス及び酸素の消費施設（在宅酸素療法用のもの及び家庭用設備に係るものを除く。）には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

(一般則6条1項39)

可燃性ガス、酸素及び三フッ素化窒素の製造施設には、その規模に応じ、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。

(一般則6条1項42又)

可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ素化窒素の容器置場には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

(一般則8条1項4)

可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ素化窒素の製造施設には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

ご使用方法

検索結果 法令参照システム (web版・ダウンロード版) 用語集

④

事業	消費(24条の2~24条の5)	技術基準(その他)
その3		

⑥

⑤

関連項目	(一般則60条1項12) 可燃性ガス及び酸素の消費施設（在宅酸素療法用のもの及び家庭用設備に係るものを除く。）には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。
可燃性ガス	
消費施設	
防消火設備（一般則例示基準）	
家庭用設備	

ご使用方法

④ 高圧ガス保安法における位置づけが表示

④

事業	消費(24条の2~24条の5)	技術基準(その他)
その3		

一般則 60条 1項 12 は

高圧ガス保安法
第二章(事業) 第24条の2~5(消費)

という位置づけがされている

関連項目
可燃性ガス
消費施設
防消火設備(一般則例示基準
家庭用設備

系るものを除く。)には、

ご使用方法

⑤ 検索した条文の内容が表示（一般則60条1項12）

事業	消費(24条の2~24条の5)	技術基準(その他)
その3		
⑤	<p>検索した条文が表示 (一般則60条1項12)</p>	
関連項目 可燃性ガス	<p>(一般則60条1項12) 可燃性ガス及び酸素の消費施設（在宅酸素療法用のもの及び家庭用設備に係るものを除く。）には、 > その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。</p>	
消費施設		
防消火設備	<p>(一般則60条1項12) 可燃性ガス及び酸素の消費施設(在宅酸素療法用のもの及び 家庭用設備に係るものを除く。)には、その規模に応じて、適切 な消火設備を適切な箇所に設けること</p>	
家庭用設備		

ご使用方法

⑥ 検索した条文で用いられた用語が関連項目として表示

事業	消費(24条の2~24条の5)	技術基準(その他)
その3		
<div data-bbox="275 707 717 807" style="border: 2px solid green; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 関連項目が表示 </div>		
<div data-bbox="116 858 168 910" style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 6 </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>関連項目</p> <p>可燃性ガス</p> <hr/> <p>消費施設</p> <hr/> <p>防消火設備 (一般則例示基準)</p> <hr/> <p>家庭用設備</p> </div>	<p>(一般則60条1項12)</p> <p><u>可燃性ガス</u>及び<u>酸素の消費施設</u> (在宅酸素療法用のもの及び<u>家庭用設備</u>に係るものを除く。) には、その規模に応じて、適切な<u>消火設備</u>を適切な箇所に設けること。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 20px;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">▶</div> <div style="border: 2px solid green; padding: 10px; text-align: center;"> 消費施設 </div> <div style="margin-left: 10px;">を選択</div> </div>	

ご使用方法

⑦ 関連項目の検索結果が表示（消費施設）

関連項目

特定高圧ガス

⑦

用語

消費施設

(一般則53条2項4)
 -特定高圧ガスの消費のための施設（以下「消費施設」という。）

(液石則51条2項4)
 -特定高圧ガスの消費のための施設（以下「消費施設」という。）

関連項目が表示

▼

特定高圧ガス

を選択

「消費施設」に関する条文が表示

ご使用方法

⑧ 関連項目の検索結果が表示（特定高圧ガス）

関連項目 ⑧	用語	特定高圧ガス
	<p>(法24条の2 1項) 圧縮モノシラン、圧縮ジボラン、液化アルシンその他の高圧ガスであつてその消費に際し災害の発生を防止するため特別の注意を要するものとして政令で定める種類のもの又は液化酸素その他の高圧ガスであつて当該ガスを相当程度貯蔵して消費する際に公共の安全を維持し、又は災害の発生を防止するために特別の注意を要するものとして政令で定める種類の高圧ガス（以下「<u>特定高圧ガス</u>」と総称する。）</p>	<p>の二第一項の高圧ガスであつて、その消費に際し災害の発生を防止するため特別の注意を要するものとして政令で定める種類の高圧ガスは、次に掲げるガスの圧縮ガス及び液化ガスとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (令7条1項1) モノシラン (令7条1項2) ホスフィン (令7条1項3) アルシン (令7条1項4) ジボラン (令7条1項5) セレン化水素 (令7条1項6) モノゲルマン
	圧縮水素	容積 三百立方メートル

「特定高圧ガス」に関する条文が表示

関連用語をまとめて確認する事が可能

ご使用方法

条文入力による検索

① 調べたい条文を入力

キーワード検索と同様の方法で、
条文による検索が可能

①

検索

※入力窓にスペースを入れると、and検索ができます。

一般高圧ガス保…
▼

液化石油ガス保…
▼

コンビナート等…
▼

冷凍保安規則
▼



1件ヒットしました。

(一般則60条1項12)
可燃性ガス及び酸素の消費施設（在宅酸素療法用のもの及び家庭用設備に係るものを除く。）には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。



② 検索結果から条文の内容を確認

②

(一般則60条1項12)
可燃性ガス及び酸素の消費施設（在宅酸素療法用のもの及び家庭用設備に係るものを除く。）には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

高圧ガス法令参照システムのお問い合わせは

CLUB FUJIKIN メンバー様専用ご相談窓口

<https://www.fujikin.co.jp/club-fujikin/contact/>